化学物質と環境円卓会議・関東地域フォーラム 神奈川における

化学物質と環境に関する取り組み

行政の立場から

神奈川県環境農政部

化学物質・フロン対策担当課長 武 繁 春

化学物質についての市民の不安感

- 自分では避けられない。
- 〇 自分には直接利益をもたらさない。
- 発がん性などの取り返しのつかない影響がある のでは?
- 〇 きちんとした情報がない。

あっても公表されていないのでは?

ハイテク産業の化学物質汚染・事故対策

「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」 (平成2年7月(暫定)~)

- 立地の構想段階:環境安全面からの適正な立地
- 立地の計画段階:自主管理体制の構築
- 〇 建 設 段 階:地元等との環境安全協定の締結

「横浜市先端技術に係る環境保全対策指導指針」 (平成3年4月(暫定)~)

「川崎市先端技術産業環境対策指針」 (平成4年4月~)

一般事業所の化学物質汚染・事故対策

「神奈川県化学物質環境安全管理指針」
(平成3年4月~平成10年3月)

○ 自主管理マニュアルの作成、報告

「横浜市化学物質適正管理指針」(平成9年4月~)

〇 数値目標を立てて排出抑制

「川崎市郊外防止条例」(昭和47年3月~平成12年12月)

〇 事故時の措置

条例による事業者・行政の役割の明確化

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年4月~

- 〇 管理体制の整備
- 使用・排出・廃棄量の把握等

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 [化学物質の適正管理] (平成12年12月~)

- 〇 管理体制の整備
- 使用・排出・廃棄量の把握
- 〇 自主管理目標の設定とその公表等

横浜市における環境保全に関する条例のあり方の検討 (中間とりまとめ)(平成14年2月)

「化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)」 の完全施行(平成14年4月)

県・市のこれまでの取り組み

- 国の「PRTRパイロット事業」に参加
- 広報誌等による法制度の周知、啓発
- PRTRデータの受付準備

県・市のこれからの役割(PRTR法)

- 自主的な管理の改善のための事業者への技術的な助言
- 〇 化学物質の排出状況について国民の理解を促進
- 〇 人材の育成

PRTRデータの活用(事業者)

- 〇 化学物質の管理活動の改善に・・・
- 〇 自社の環境保全行動の成果としてアピール
- 地域住民等とのコミュニケーションに・・・
 - •排出削減策を講じていることを示す
 - •排出量を基に周辺大気濃度の推計も
 - •自社で扱う化学物質の正確な知識を得ておく

PRTRデータの活用(市民)

- 〇 データをもとに、身の回りの環境に関心をもつ
- 〇 共通の関心をもつ仲間と連絡をとり、行動する
- 〇 家庭でできる取り組みを実行する

PRTRデータの活用(行政)

- 〇 地域環境リスクの低減化方策の検討に・・・
- 〇 環境モニタリング計画の立案に・・・
- 地域の情報として市民の立場に立って提供
 - ・地域ニーズに応じたデータの加工、集計
 - ・必要な基礎知識の普及とともに
- 市民と事業者とのコミュニケーションに・・・
 - •間に立って情報の橋渡しができる人材を育成